

静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第36号

静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例の一部を改正する条例

静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例（昭和36年静岡県条例第55号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(携帯電話端末等による有害情報の閲覧防止措置)</p> <p>第16条の4 (略)</p> <p>2 保護者は、整備法第17条第1項ただし書の規定によりフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、当該青少年が就労しており、フィルタリングサービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める理由その他規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者（整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。）は、整備法第17条第1項ただし書の申出を受けたときは、青少年又はその保護者に対し、フィルタリングサービスの内容その他の規則で定める事項を説明するとともに、これらの事項を記載した説明書を交付しなければならない。</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>(携帯電話端末等による有害情報の閲覧防止措置)</p> <p>第16条の4 (略)</p> <p>2 保護者は、整備法第15条ただし書の規定によりフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、当該青少年が就労しており、フィルタリングサービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める理由その他規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者（整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。）は、整備法第15条ただし書の申出を受けたときは、青少年又はその保護者に対し、フィルタリングサービスの内容その他の規則で定める事項を説明するとともに、これらの事項を記載した説明書を交付しなければならない。</p> <p>4～7 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。